

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6年 7月25日(木) 午後6:25～ 6:55

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 藤川 達也
○ 上山光重 欠	事務員 谷口 亮太郎
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博 欠	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農地法第3条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 現況証明
- ・ 報告第3号 農地法第18条
- ・ 報告第4号 農地法第4条制限除外

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可 ・ 不許可

6. 内容

<p>事務局長</p>	<p>それでは、お時間となりましたので、7月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思 います。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議題にそって審議していきたいと思しますのでよろしく申し上げます。</p> <p>今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号8番の新田委員と9番の清水委員に お願いします。</p> <p>まず、それでは、事務局から説明をよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 P2 農地法第3条の案件です。</p> <p>■申請番号22番（所有権移転） 3筆 譲渡人→西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 譲受人→ 岡山県●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、贈与による所有権移転となります。詳細は3～11ページに添付しておりますのでご 確認ください。</p> <p>■申請番号24番（所有権移転） 1筆 譲渡人→ 兵庫県●●●番地 ●●● 氏 譲受人→西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、贈与による所有権移転となります。詳細は12～19ページに添付しております のでご確認ください。</p> <p>■申請番号25番（所有権移転） 1筆 譲渡人→西栗倉村●●●番地 ●●● 氏 譲受人→西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、譲受人の要望があり、売買による所有権移転となります。詳細は20～24ペー ジに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p>

	次に、報告第1号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第1号 P27</p> <p>農地法第3条の3の規定による相続等の届出についてです。</p> <p>■報告番号17番 28筆</p> <p>届出者 東京都●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>詳細は、P27～61に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります</p>
会長	(所有している農地の)筆と現状が合っていない
事務局	必要あれば水張の取り直しなどあるかもしれませんが、現在は農業振興地域・中山間等加入しておらず、現状のままになっています。
会長	他に第1号議案について、何かありますでしょうか。
会長	無いようでしたら、次に、報告第2号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第2号 P62</p> <p>現況証明願（非農地証明願）の届出についてです。</p> <p>■報告番号18番 4筆</p> <p>届出者 東京都●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は、該当地に家と倉庫が建てられていますが登記上の地目が田となっています。井上会長、神原会長代理、春名昌美委員の3名で現地を確認したところ、宅地と判断されましたので証明書の発行を行うことといたします。</p> <p>詳細は63～71Pに添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>■報告番号 26番 1筆</p> <p>届出者 兵庫県●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は、該当地の一部に倉庫が建てられていますが登記上の地目が田となっています。井上会長、神原会長代理、青木委員の3名で現地を確認したところ、宅地と判断されましたので証明書の発行を行うことといたします。</p> <p>詳細は72～77Pに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第2号について、何かありますでしょうか。
萩原委員	当時の農業委員会はこの件について指導をしなかったのか。

小椋委員	農地パトロールの結果が反映されていない。このようなことがあると農業委員会活動の意味合いがなくなってくる。お互いに連絡を取り合って活動を行っていないと、おかしいところが出てきている。
萩原委員	別件で転用案件の申請をしておらず農業委員会で中断をさせたことがある。なぜこのままになっていたのか。
事務局	当時、申請者(報告番号 18 番)は平成●年、申請者(報告番号 26 番)は平成●年に 5 条転用許可を受けていることが後に判明しました。本来であれば委員会の許可を受けたのちに申請者が地目を宅地に変更する手続きを行わなければならないが、 2 件とも変更がされておらず、地目が田のままの状態になっていました。
小椋委員	農業委員も地区ごとに委員が交代していくなかで、交代した人が農地のことを知らない地域の人に色々言われてしまう。必要な書類は後でもいいから申請書類や許可証などの資料を添付してほしい。
春名昌委員	当時の話としてですが、何か事があった時に農業委員として話をしに立ち入りをしてでも全く話を聞いてくれない方だった。
事務局	システム (旧システム・新システム) とあるので難しいが、今後は事前に調べておくようにします。
会長	他に無いようでしたら、次に、報告第 3 号について説明をお願いします
事務局	<p>■報告事項第 2 号 P78</p> <p>農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借の合意解約の届け出です。</p> <p>■報告番号 23 番 1 筆</p> <p>貸付人 ●●● 氏</p> <p>借受人 ●●● 氏</p> <p>詳細は P79 に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第 3 号について、何かありますでしょうか。
萩原委員	当該のほ場はどこですか
会長	●●家の前の田んぼです。今回相続があり、名義を変えるために解約します。
会長	他に無いようでしたら、次に、報告第 4 号について説明をお願いします。
事務局	■報告事項 4 号 P80

	<p>農地法第4条制限除外の転用報告事項です。</p> <p>1件の届出がありました。</p> <p>■報告番号27番 1筆</p> <p>届出人 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件については、添付資料の申請書に記載されたように該当地に●●㎡の農業用倉庫を建設するとのこと。令和6年●月●日から着工予定ですが、2アール未満の農業用施設への転用は農地法4条制限の適用から除外されるため、違反行為には該当しません。</p> <p>詳細は81～87Pに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります</p>
小椋委員	この様に、事前に委員に報告があれば問題ないのですが
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>① 農業経営支援金締め切りが今月31日水曜日となっております。●名の方が未申請ですので引き続き締め切り前日までの文字放送と告知放送での案内を数回行います。</p> <p>② 今年度も農業の担い手の確保、優良農地の保全に寄与すること及び大規模経営農家の育成のため、補助金の交付を実施します。申請書とお手元にあるチラシを8月上旬に対象の農家の方へ送付させていただきますのでよろしくお願い致します</p>
小椋委員	農業委員会で未申請の人に声掛けをしてはどうですか
事務局	文字放送・告知放送で周知はしている。申請主義なのでこの点のご了解をいただければ。
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局長	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	～閉会～

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
